

諮 問 事 項 一 覧

諮問番号	学 種	区 分	諮 問 事 項	頁
第1880号(1)	高等学校	広域の通信制の課程に係る学則変更認可	とわの森三愛高等学校の教育課程表改訂に係る学則変更認可について	1
第1880号(2)			クラーク記念国際高等学校の通信教育を行う区域の変更等に係る学則変更認可について	2
第1880号(3)			星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について	3
第1880号(4)			北海道芸術高等学校の面接指導等実施施設の移転等に係る学則変更認可について	4
第1880号(5)	幼稚園	定員増認可	西野第2桜幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について	5
第1880号(6)		廃止認可	山王幼稚園の廃止認可について	6
第1880号(7)			星の子幼稚園の廃止認可について	
第1880号(8)			松葉幼稚園の廃止認可について	
第1880号(9)			若葉幼稚園の廃止認可について	
第1880号(10)			花川マリア幼稚園の廃止認可について	7
第1880号(11)			元町白百合幼稚園の廃止認可について	
第1880号(12)			カトリック湯の川幼稚園の廃止認可について	
第1880号(13)			認定こども園ききょう幼稚園の廃止認可について	
第1880号(14)			函館あおい幼稚園の廃止認可について	8
第1880号(15)			風連幼稚園の廃止認可について	
第1880号(16)			潮見幼稚園の廃止認可について	
第1880号(17)			摩周丘幼稚園の廃止認可について	
第1880号(18)			あしたば幼稚園の廃止認可について	9
第1880号(19)			ふたば幼稚園の廃止認可について	
第1880号(20)		法人解散認可	学校法人福田学園の解散認可について	10

とわの森三愛高等学校の教育課程表改訂に係る
学則変更認可について

諮問第1880号（1）

項 目	申 請 の 内 容	基準に対する適否
1 名 称	とわの森三愛高等学校	
2 位 置	江別市文京台緑町569番地	
3 設 置 者	学校法人酪農学園 理事長 谷山 弘行	
4 校 長 名	西田 丈夫	
5 変更の理由	新高等学校学習指導要領に対応するため通信制課程の教育課程表の改訂を行うもの。	
6 変更の時期	平成31年4月1日	
7 変更の内容	(1) 教育課程表の改訂 「総合的な学習」を「総合的な探求」に変更する。	☒ 適 ☐ 否 高等学校学習指導要領
8 教職員組織	現行どおりであり、基準上問題なし	
9 経 費 及 び 維 持 方 法	生徒納付金及びその他の収入を充てる。	
10 備 考		

クラーク記念国際高等学校の通信教育を行う区域の 変更等に係る学則変更認可について

諮問第1880号（2）

項 目	申 請 の 内 容	基準に対する適否																												
1 名 称	クラーク記念国際高等学校																													
2 位 置	深川市納内町3丁目2番40号																													
3 設 置 者	学校法人創志学園 理事長 大橋 博																													
4 校 長 名	三浦 雄一郎																													
5 変更の理由	生徒の多様な選択の幅を広げ、より多くのニーズに応えるため通信教育を行う区域の変更、面接指導等実施施設の変更・追加及び教育課程表の改訂を行うもの。																													
6 変更の時期	平成31年4月1日																													
7 変更の内容	(1) 通信教育を行う区域の変更 福井県及び石川県の追加 (39都道府県→41都道府県) (2) 面接指導等実施施設の追加等 ア 施設の追加 ① 群馬法科ビジネス専門学校桐生校（群馬県桐生市）＜専門学校＞ ② タラ看護専門学校（鹿児島県鹿児島市）＜専門学校＞ ③ タラ美容福祉専門学校（鹿児島県鹿児島市）＜専門学校＞ ④ クラーク記念国際高等学校東京学習センター（東京都新宿区）＜学習センター＞ ⑤ クラーク記念国際高等学校横浜学習センター（神奈川県横浜市）＜学習センター＞ ⑥ W I L L B E 高等学院1号館、2号館（福井県福井市）＜指定技能教育施設＞ ⑦ クラーク記念国際高等学校福岡学習センター（福岡県福岡市）＜学習センター＞ ⑧ 野田国際高等学院5号館（長崎県長崎市）＜指定技能教育施設＞ ⑨ クラーク高等学院熊本校（熊本県熊本市）＜指定技能教育施設＞ ⑩ クラーク記念国際高等学校鹿児島島学習センター（鹿児島県鹿児島市）＜学習センター＞ イ 施設の削除 ① クラーク高等学院東京校（東京都新宿区）＜指定技能教育施設＞ ② クラーク高等学院横浜校（神奈川県横浜市）＜指定技能教育施設＞ ③ 清和国际高等学園（熊本県熊本市）＜指定技能教育施設＞ ④ タラデザイン専門学校（鹿児島県鹿児島市）＜専門学校＞ (3) 教育課程表の改訂 ア 学校設定科目の追加 <table><tr><td>教 科</td><td>科 目</td><td>標準単位数</td></tr><tr><td rowspan="2">理 数</td><td>ロボット数学Ⅰ</td><td>2</td></tr><tr><td>ロボット数学Ⅱ</td><td>2</td></tr></table>	教 科	科 目	標準単位数	理 数	ロボット数学Ⅰ	2	ロボット数学Ⅱ	2	適 ・ 否 ・ 高等学校通信教育規定第11条 「他の学校等使用可」 ・ 高等学校学習指導要領																				
教 科	科 目	標準単位数																												
理 数	ロボット数学Ⅰ	2																												
	ロボット数学Ⅱ	2																												
8 教職員組織	(単位：人) <table><tr><td>区分</td><td>校長</td><td>副校長</td><td>教諭</td><td>講師</td><td>事務職員</td><td>合計</td></tr><tr><td>専任</td><td>－</td><td>1</td><td>237</td><td>248</td><td>347</td><td>833</td></tr><tr><td>兼任</td><td>1</td><td>－</td><td>78</td><td>273</td><td>31</td><td>383</td></tr><tr><td>計</td><td>1</td><td>1</td><td>315</td><td>521</td><td>378</td><td>1,216</td></tr></table>	区分	校長	副校長	教諭	講師	事務職員	合計	専任	－	1	237	248	347	833	兼任	1	－	78	273	31	383	計	1	1	315	521	378	1,216	適 ・ 否 教員 5人以上、教育上支障なし 事務職員 相当数
区分	校長	副校長	教諭	講師	事務職員	合計																								
専任	－	1	237	248	347	833																								
兼任	1	－	78	273	31	383																								
計	1	1	315	521	378	1,216																								
9 経 費 及 び 維持方法	生徒納付金及びその他の収入を充てる。																													
10 備 考	本認可にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項の規定により、知事はあらかじめ文部科学大臣に届け出なければならないことになっている。																													

星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について

諮問第1880号 (3)

項 目	申 請 の 内 容	基準に対する適否																																
1 名 称	星槎国際高等学校																																	
2 位 置	芦別市北7条西5丁目2番13号																																	
3 設 置 者	学校法人国際学園 理事長 井上 一																																	
4 校 長 名	前田 豊																																	
5 変更の理由	生徒の利便性向上、きめ細やかな指導を行うため面接指導等実施施設の追加・移転・削除及び教育課程表の改訂を行うもの。																																	
6 変更の時期	平成31年4月1日																																	
7 変更の内容	(1) 面接指導等実施施設の追加等 ア 施設の追加 ① 星槎道都大学（北海道北広島市）＜大学＞ ② 星槎大学箱根キャンパス（神奈川県足柄下郡）＜大学＞ ③ 秋田しらかみ看護学院（秋田県能代市）＜専修学校＞ ④ 芦別学習センター（北海道芦別市）＜学習センター＞ ⑤ 川口学習センター（埼玉県川口市）＜学習センター＞ ⑥ 静岡学習センター（静岡県静岡市）＜学習センター＞ ⑦ 関西空翔高等学院（大阪府牧方市）＜指定技能教育施設＞ イ 施設の移転 ① 沖縄学習センター <table><tr><th>変更後</th><th>現行</th></tr><tr><td>沖縄県沖縄市諸見里3-7-1</td><td>沖縄県沖縄市久保田1-10-49</td></tr></table> ウ 施設の削除 ① 札幌学習センター（北海道札幌市）＜学習センター＞ ② W I L L B E 高等学院（福井県福井市）＜指定技能教育施設＞ (2) 教育課程表の改訂 次の学校設定科目を追加するとともに、新高等学校学習指導要領に対応するため「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に変更する。 ○学校設定科目の追加 自由選択科目群 <table><tr><th colspan="2">研 究 群</th></tr><tr><th>科 目 名</th><th>単位数</th></tr><tr><td>メディア研究</td><td>1～2</td></tr><tr><td>共生とメディア</td><td>1～2</td></tr><tr><td>風土と内発的発展</td><td>1～2</td></tr><tr><td>アカデミックスキル</td><td>1～2</td></tr><tr><td>オーラルコミュニケーション表現実践</td><td>1～2</td></tr><tr><td>共生入門</td><td>1～2</td></tr><tr><td>福祉スポーツアシスタント</td><td>1～2</td></tr><tr><td>福祉スポーツサポーター</td><td>1～2</td></tr></table>	変更後	現行	沖縄県沖縄市諸見里3-7-1	沖縄県沖縄市久保田1-10-49	研 究 群		科 目 名	単位数	メディア研究	1～2	共生とメディア	1～2	風土と内発的発展	1～2	アカデミックスキル	1～2	オーラルコミュニケーション表現実践	1～2	共生入門	1～2	福祉スポーツアシスタント	1～2	福祉スポーツサポーター	1～2	☒ ・ 否 ・高等学校通信教育規定第11条「他の学校等使用可」 ・高等学校学習指導要領								
変更後	現行																																	
沖縄県沖縄市諸見里3-7-1	沖縄県沖縄市久保田1-10-49																																	
研 究 群																																		
科 目 名	単位数																																	
メディア研究	1～2																																	
共生とメディア	1～2																																	
風土と内発的発展	1～2																																	
アカデミックスキル	1～2																																	
オーラルコミュニケーション表現実践	1～2																																	
共生入門	1～2																																	
福祉スポーツアシスタント	1～2																																	
福祉スポーツサポーター	1～2																																	
8 教職員組織	(単位：人) <table><tr><th>区分</th><th>校長</th><th>副校長・教頭</th><th>教諭</th><th>養護教諭</th><th>講師</th><th>事務職員</th><th>合計</th></tr><tr><td>専任</td><td>1</td><td>6</td><td>217</td><td>3</td><td>—</td><td>28</td><td>255</td></tr><tr><td>兼任</td><td>—</td><td>—</td><td>115</td><td>1</td><td>67</td><td>13</td><td>196</td></tr><tr><td>計</td><td>1</td><td>6</td><td>332</td><td>4</td><td>67</td><td>41</td><td>451</td></tr></table>	区分	校長	副校長・教頭	教諭	養護教諭	講師	事務職員	合計	専任	1	6	217	3	—	28	255	兼任	—	—	115	1	67	13	196	計	1	6	332	4	67	41	451	☒ ・ 否 教員 5人以上、教育上支障なし 事務職員 相当数
区分	校長	副校長・教頭	教諭	養護教諭	講師	事務職員	合計																											
専任	1	6	217	3	—	28	255																											
兼任	—	—	115	1	67	13	196																											
計	1	6	332	4	67	41	451																											
9 経 費 及 び 維持 方法	生徒納付金及びその他の収入を充てる。																																	
10 備 考																																		

北海道芸術高等学校の面接指導等実施施設の 移転等に係る学則変更認可について

諮問第1880号（4）

項 目	申 請 の 内 容	基準に対する適否																
1 名 称	北海道芸術高等学校																	
2 位 置	余市郡仁木町東町5丁目4番地1																	
3 設 置 者	学校法人恭敬学園 理事長 坂井 直樹																	
4 校 長 名	鍵谷 好徳																	
5 変更の理由	生徒のニーズに応え、教育の質の向上や教育環境の整備を行うため、面接指導等実施施設の移転、学費の変更及び教育課程表の改訂を行うもの。																	
6 変更の時期	平成31年4月1日																	
7 変更の内容	(1) 面接指導等実施施設の移転 ア 北海道芸術高等学院（福岡）＜指定技能教育施設＞<table><tr><th>変更後</th><th>現行</th></tr><tr><td>福岡市博多区博多駅前3丁目11-10</td><td>福岡市博多区上呉服町1-16</td></tr></table> (2) 学費の変更<table><tr><th>変更後</th><th>現行</th></tr><tr><td>(学費_) 第30条（略） (1)（略） (2)（略） (3)授業料（1単位）12,000円 (4)削除 (5)削除 (4)その他の費用（年間）行事費、実習費を必要に応じて徴収することがある。</td><td>(学費等) 第30条（略） (1)（略） (2)（略） (3)授業料（1単位）9,000円 (4)教育充実費（年間）25,000円 (5)施設費（年間）50,000円 (6)その他の費用（年間）行事費、実習費を必要に応じ徴収することがある。</td></tr></table> (3) 教育課程表の改訂 芸術教科に「音楽Ⅰ」及び「美術Ⅰ」の科目を追加するとともに、新高等学校学習指導要領に対応するため「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に変更する。	変更後	現行	福岡市博多区博多駅前3丁目11-10	福岡市博多区上呉服町1-16	変更後	現行	(学費_) 第30条（略） (1)（略） (2)（略） (3)授業料（1単位）12,000円 (4)削除 (5)削除 (4)その他の費用（年間）行事費、実習費を必要に応じて徴収することがある。	(学費等) 第30条（略） (1)（略） (2)（略） (3)授業料（1単位）9,000円 (4)教育充実費（年間）25,000円 (5)施設費（年間）50,000円 (6)その他の費用（年間）行事費、実習費を必要に応じ徴収することがある。	適 ・ 否 ・高等学校通信教育規定第11条「他の学校等使用可」 ・高等学校学習指導要領								
変更後	現行																	
福岡市博多区博多駅前3丁目11-10	福岡市博多区上呉服町1-16																	
変更後	現行																	
(学費_) 第30条（略） (1)（略） (2)（略） (3)授業料（1単位）12,000円 (4)削除 (5)削除 (4)その他の費用（年間）行事費、実習費を必要に応じて徴収することがある。	(学費等) 第30条（略） (1)（略） (2)（略） (3)授業料（1単位）9,000円 (4)教育充実費（年間）25,000円 (5)施設費（年間）50,000円 (6)その他の費用（年間）行事費、実習費を必要に応じ徴収することがある。																	
8 教職員組織	(単位：人) <table><tr><th>区分</th><th>校長</th><th>副校長</th><th>教諭</th><th>助教諭</th><th>講師</th><th>事務職員</th><th>合計</th></tr><tr><td>専任</td><td>1</td><td>1</td><td>33</td><td>2</td><td>27</td><td>7</td><td>71</td></tr></table>	区分	校長	副校長	教諭	助教諭	講師	事務職員	合計	専任	1	1	33	2	27	7	71	適 ・ 否 教員 5人以上、教育上支障なし、 事務職員相当数
区分	校長	副校長	教諭	助教諭	講師	事務職員	合計											
専任	1	1	33	2	27	7	71											
9 経 費 及 び 維 持 方 法	生徒納付金及びその他の収入を充てる。																	
10 備 考																		

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

【 定 員 増 】

諮問番号		第1880号 (5)
1	名 称	西野第2桜幼稚園
2	位 置	札幌市西区西町北18丁目4番15号
3	設 置 者	学校法人西野学園 理事長 前鼻 英蔵
4	園 長	伊藤 麻里子
5	変更の時期	平成31年4月1日
6	変更の理由	就園幼児数の増加のため
7	変 更 内 容	現行
		8学級240名
		変更
		9学級270名
		増減
		1学級30名
8	経 費 及 び 維 持 方 法	保育料、その他納付金等
9	教職員組織及び 施設整備の状況	基準を充足
10	備 考	園児数(H30.5.1)208名

幼稚園廃止認可について

諮問番号	第1880号 (6)	第1880号 (7)
1 名 称	山王幼稚園	星の子幼稚園
2 位 置	札幌市手稲区曙 9 条 1 丁目 9 番15号	札幌市手稲区星置 3 条 8 丁目 1-10
3 設 置 者	学校法人聖主学園 理事長 芝木 捷子	学校法人星置学園 理事長 上村 百合子
4 設置認可年月日	昭和52年12月6日	昭和53年3月11日
5 廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止
6 園児の処置	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園
7 教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍
8 廃止の時期	平成31年3月31日	平成31年3月31日
9 指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管
10 認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること

諮問番号	第1880号 (8)	第1880号 (9)
1 名 称	松葉幼稚園	若葉幼稚園
2 位 置	札幌市手稲区新発寒 5 条 9 丁目 3-24	江別市 5 条 5 丁目 8 番地
3 設 置 者	学校法人松田学園 理事長 松田 薫	学校法人江別キリスト教学園 理事長 竹井 剛
4 設置認可年月日	昭和57年12月3日	昭和24年1月5日
5 廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止
6 園児の処置	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園
7 教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍
8 廃止の時期	平成31年3月31日	平成31年3月31日
9 指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管
10 認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること

幼稚園廃止認可について

諮問番号	第1880号（10）	第1880号（11）
1 名 称	花川マリア幼稚園	元町白百合幼稚園
2 位 置	石狩市花川北2条2丁目202	函館市元町15番30号
3 設 置 者	学校法人北海道カトリック学園 理事長 勝谷 太治	学校法人函館カトリック学園 理事長 齋藤 憲正
4 設置認可年月日	昭和53年12月13日	昭和36年1月11日
5 廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止
6 園児の処置	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園
7 教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍
8 廃止の時期	平成31年3月31日	平成31年3月31日
9 指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管
10 認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること

諮問番号	第1880号（12）	第1880号（13）
1 名 称	カトリック湯の川幼稚園	認定こども園ききょう幼稚園
2 位 置	函館市駒場町14番10号	函館市西桔梗町218番地43
3 設 置 者	学校法人函館カトリック学園 理事長 齋藤 憲正	学校法人桔梗学園 理事長 川村 瑞枝
4 設置認可年月日	昭和32年3月4日	昭和54年12月7日
5 廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止
6 園児の処置	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園
7 教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍
8 廃止の時期	平成31年3月31日	平成31年3月31日
9 指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管
10 認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること

幼稚園廃止認可について

諮問番号	第1880号（14）	第1880号（15）
1 名 称	函館あおい幼稚園	風連幼稚園
2 位 置	函館市美原 2 丁目 46 番 10 号	名寄市風連町西町 284
3 設 置 者	学校法人葵学園 理事長 木村 孝男	学校法人風連学園 理事長 関下 富士夫
4 設置認可年月日	昭和54年12月7日	昭和29年9月16日
5 廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止
6 園児の処置	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園
7 教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍
8 廃止の時期	平成31年3月31日	平成31年3月31日
9 指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管
10 認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること

諮問番号	第1880号（16）	第1880号（17）
1 名 称	潮見幼稚園	摩周丘幼稚園
2 位 置	網走市潮見 8 丁目 4 番 9 号	川上郡弟子屈町美里 2 丁目 7 番 2 号
3 設 置 者	学校法人網走桂学園 理事長 東 道子	学校法人弟子屈学園 理事長 鈴木 幸栄
4 設置認可年月日	昭和55年12月3日	平成8年4月1日
5 廃止の理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止
6 園児の処置	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在園
7 教職員の処遇	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍	移行後の幼保連携型認定こども園に引き続き在籍
8 廃止の時期	平成31年3月31日	平成31年3月31日
9 指導要録等の保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管	移行後の幼保連携型認定こども園において保管
10 認可の条件	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること	幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること

幼稚園廃止認可について

諮問番号	第1880号（18）	第1880号（19）
1 名 称	あしたば幼稚園	ふたば幼稚園
2 位 置	旭川市末広東2条11丁目2033番地	釧路市双葉町12番地
3 設 置 者	学校法人桜岡学園 理事長 櫻岡 勝弘	学校法人福田学園 理事長 福田 征美
4 設置認可年月日	昭和51年12月15日	昭和36年2月27日
5 廃止の理由	園児数減少のため	園児数減少のため
6 園児の処置	在園児（全11名）のうち6名卒園予定、5名は同法人が設置するあすなろ幼稚園（同市）へ転園予定	在園児（全9名）のうち5名卒園予定、4名は釧路市内の幼稚園へ転園予定
7 教職員の処遇	教職員5名は、同法人が設置するさくらおか幼稚園（同市）またはあすなろ幼稚園（同市）へ異動予定	教員3名退職予定
8 廃止の時期	平成31年3月31日	平成31年3月31日
9 指導要録等の保管	設置者において保管	道（総務部法務・法人局学事課）において保管

学校法人の解散認可について

諮問番号	第1880号(20)
1 名 称	学校法人福田学園
2 位 置	釧路市双葉町12番地
3 理 事 長	福田 征美
4 解散時期	平成31年3月31日
5 学 校 名	ふたば幼稚園
6 解散の理由	設置するふたば幼稚園を廃止するため。 (私立学校法第50条第1項第1号)
7 残余財産の処分	残余財産が発生した場合は、寄附行為に基づき処分する。